

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県職員労働組合  
中央執行委員長 小田嶋 智 昭**家畜伝染病等の危機事案発生時における対応に係る要請書**

日頃より県政の推進及び職員の勤務労働条件の改善に努力されている貴職に対し敬意を表します。

さて、去る 2024 年 5 月 28 日、本県において豚熱の患畜が確認されて以来、1 か月近くにわたり、現地における豚のとさつ業務や、対策本部・支部における業務等、昼夜を問わない過酷な業務に多くの職員が従事しました。

これまでの間、高病原性鳥インフルエンザによる防疫作業をはじめとした危機管理業務の教訓を踏まえ、従事する職員の勤務労働条件等については、徐々に改善されていますが、今般の豚熱の防疫作業に係る対応に関しては、従事期間が長期となる等、これまで本県が経験したことのない事案であったことから、勤務・労働条件、労働安全衛生等をめぐる諸課題が明らかとなっています。加えて、今後の家畜伝染病等の防疫を見据えた対策等についても、従事した職員から改善を求める声が多数挙がっているところであり、これらの意見を踏まえた検証を行うとともに、今後の家畜伝染病等の危機事案に向けた対策を講じることが必要と考えます。

ついては、家畜伝染病等の危機事案発生時における対応について、真摯に検討のうえ、適切な改善を行うよう、以下のとおり要請します。

記

**【重点事項】**

- ・ I 1 (1) 防疫等作業手当の大幅引上げ
- ・ I 1 (3) 農林漁業普及指導手当の運用改善
- ・ I 3 (1) 深夜、週休日及び休日にかかる作業の抑制
- ・ I 4 (3) 重量物運搬に係る安全確保及び動員体制の見直し
- ・ I 4 (4) 被服貸与又はこれに代わる手当の支給
- ・ I 6 (1) シフト体制の確立
- ・ I 6 (5) 派遣元所属の業務進捗への配慮
- ・ I 6 (6) 超過勤務手当予算要求の簡素化

## I 職員の賃金・労働条件をめぐる課題

### 1 賃金

- (1) 防疫等作業手当について、2024年度からの改善により牛又は豚のとさつ業務は作業1日につき760円、その他の家畜防疫作業は380円とされたものの、今般の豚熱対応に係る不快感を考慮すれば、十分な手当額となっていないことから、コロナ感染症に係る手当と同水準を目途として、大幅な引上げを行うこと。
- (2) 防疫等作業手当の支給に際し、「とさつ業務」には「保定作業」を含む旨がQ&Aで示されたものの、具体的な運用に関し、各公所で運用が異なる事態が生じたことから、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても、防疫等作業手当の内容について周知すること。
- (3) 農林漁業普及指導手当の支給対象職員について、豚熱の防疫作業等に従事したことにより、普及事務への従事日数がその月の勤務を要する日の2分の1を下回り、手当の支給対象外となった事例が生じたことから、家畜伝染病の防疫作業は畜産農家等への支援等の意味合い等を考慮し、防疫作業に従事した日を普及事務に従事した日とみなす運用とすること。

### 2 旅費

- (1) 現地作業に従事するため、自宅から出発地（県庁、各合同庁舎等）まで自家用車で移動した場合、駐車料金及び高速道路料金は旅費の増額調整により支給可能であるものの、領収書等の挙証資料の保存について周知が行われず、駐車料金及び高速道路料金の支給を受けられない事例が生じた。駐車料金及び高速道路料金の支給並びに領収書等の挙証資料の保存について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (2) 現地作業に従事するため自宅から出発地への移動について、公共交通機関を利用できず、かつ、自家用車を利用できない職員に対しては、タクシー料金の支給が可能である旨、周知すること。また、領収書等の挙証資料の保存について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (3) 対策本部及び支部の業務に深夜まで従事し、帰宅困難となった職員に対しては、宿泊料の支給が可能であるものの、周知が十分でなく、自己負担を余儀なくされた職員がいることから、深夜にわたる業務に従事した場合における宿泊料の支給について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (4) 現地作業に向けた移動について、各自で二戸駅までの集合とされた際、盛岡―二戸間の新幹線は全席指定席であり、自由席特急料金と同額で空いている指定席に座ることができる「特定特急券」は発売されていたが、仕組みの複雑さに加え、極度の疲労のため、指定席特急券を購入して自己負担を生じた事例があったことから、職員の自己負担が生じないよう、事前の周知を徹底すること。

### 3 勤務時間

- (1) 深夜、週休日及び休日にかかる作業については最小限にとどめることとし、家畜伝染病の状況を踏まえつつ、防疫作業を行うべき時間を制約する特段の規定がない場合は、日勤による対応を基本とすること。
- (2) 週休日に作業従事した場合における週休日振替の処理について、庶務事務の経験がない職員でも円滑に処理できるよう、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (3) 現地作業に従事するための自宅から出発地への移動について、自ら私用車を運転する時間は当然勤務時間に含まれるが、勤務時間に含まないとの誤解により、超過勤務手当の対象外とされた事例が生じた。勤務時間の範囲について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (4) 現地作業に従事した後の帰着時刻について、予定時刻を前提として勤務時間の割振変更がなされており、実際の帰着時刻が予定時刻から大幅に遅れた場合でも超過勤務手当が支給されなかった。実際の帰着時刻が予定時刻から遅れた場合は当該時間については超過勤務手当の支給対象とすること。

### 4 安全衛生

- (1) 庁舎から現地までバス移動をする際に、長時間の移動となる場合は必ず1回～2回トイレ休憩の時間を確保すること。
- (2) 豚熱の場合は、作業従事前に健康診断の実施がないが、健康上の留意を要する職員が従事を強いられることのないよう配慮すること。
- (3) とさつ後の豚について、人力での運搬になじまない重量物を人力で運搬せざるを得なかったことから、作業内容について、厚生労働省が定める「職場における腰痛予防対策指針」を充足するよう改善すること。加えて、力仕事が多く女性・高齢層職員には適さないことから、根本的に動員の在り方を検討すること。
- (4) 現地作業において、とさつに従事した場合はもちろん、とさつ以外の業務に従事した場合においても、従事した職員の衣類が著しく汚れ、異臭を帯びて使用不能となった事例が多数あったことから、現地作業に従事する全ての職員に対する被服貸与又はこれに代わる手当等の支給を行うこと。
- (5) 現地作業において、長靴を複数人で使い回す等、消耗品について衛生面で不安の残る取扱いがされていたことから、必要な消耗品は十分に確保すること。
- (6) 現地作業において、休憩スペースが著しく不足し、また、トイレが著しく離れた場所にあったことから、休憩スペース及びトイレを十分に確保すること。また、作業従事中にいつでもトイレ休憩や交代ができるような体制を整えること。
- (7) 熱中症対策が不十分であり、体調不良になる職員が多くいたことから冷えた水分や塩分チャージ・スポーツドリンク・経口補水液・補食等を準備すること。
- (8) 現地作業において、初期段階で食事支給の有無が的確に伝達されず、著しい空腹状態で業務に従事した事例があったことから、食事支給の有無は明確に伝達すること。

- (9) 夜間業務に従事する職員は、体を休める必要があるため、夜間業務の前後に年次休暇で休んだ職員が多くいたことから、特別休暇等の扱いを検討すること。

## 5 公務災害

- (1) 現地作業における打撲や熱中症等、明らかに公務災害に該当すると考えられる負傷について、公務災害認定を申請せず、一般の保険診療を受けている事例があることから、公務災害と認定されるべき負傷については、任命権者として積極的に調査のうえ、公務災害認定の申請を指導すること。また、公務災害認定の申請は、ほとんどの職員にとってなじみがないことから、申請方法について、実際に危機事案が発生した際はもちろんのこと、訓練等の機会においても周知すること。
- (2) 現地作業に起因すると考えられる精神的不調について、相談支援体制を確立するとともに、対応状況について職員安全衛生管理委員会及び各地区衛生委員会に報告すること。

## 6 業務を支える体制

- (1) 運営班（現地作業に従事する職員）のシフトについて、所属の全職員を組み込まなければ成立せず、年度当初から無理のある計画となっていることから、育児休業、病気休暇その他配慮を要する職員をシフトから外しても成立する体制を確立すること。
- (2) 賃金、旅費、勤務時間等の庶務事務の処理について、各所属の庶務担当者が経験のない業務を短期間で処理しなければならず、過重な負担となったことから、庶務担当者の人員確保を含め、庶務事務の処理体制を確立すること。
- (3) 現地作業における「救護班」について、本庁や各保健所の保健師が動員されるものの、業務内容は感染症対応ではなく職員の健康管理に関するものであることから、総務部の主導により体制を構築すること。また、対応が長期化する場合に備え、外部の医療機関等への協力要請を行う体制を構築すること。
- (4) 現地作業に従事する可能性がある職員全員を対象として、全庁的な訓練を実施すること。その際には、具体的な作業内容に加え、労働条件やPPE（個人防護具）の着脱方法についても説明すること。
- (5) 現地作業に従事するとともに、期限の迫った業務を処理しなければならず、割振変更後の勤務時間終了後に通常業務への従事を余儀なくされた事例があったことから、家畜伝染病対応についてもBCP（業務継続計画）の適用対象とすること。また、少人数の公所では、現地作業従事者の派遣により公所の業務がほとんど全て止まることから、現地作業従事者の派遣を求める場合は、業務の進捗について特にも十分な配慮を行うこと。
- (6) 今般の危機事案への従事に伴い、通常業務の処理に充てる時間が大きく圧迫され、超過勤務の大幅な増加が避けられないことから、各所属及び各部局が超過勤務予算の増額要求を行う場合、その必要性の説明は「豚熱対応に従事したため」のみとし、詳細な説明資料の提出を求めないこと。

## II その他の課題

今般の豚熱対応においては、職員の賃金・労働条件をめぐる課題のほか、業務執行体制をめぐる諸課題も明らかとなったことから、当組合からの意見として、以下に記した事項についても検討を要請します。

### 1 作業に関する情報の共有

- (1) 現地作業の進捗率について、現地作業に従事する職員が今後の見通しを把握できるよう、掲示等により情報共有を行うこと。
- (2) 対策本部の業務について、本部と地方支部の役割分担があいまいであることから、明確化を図ること。
- (3) 現地で必要な資材について、家畜保健衛生所が作成した表の記載内容が実際の在庫と異なる、記載のない資材が必要となる等、混乱があったことから、適切な整理を行うこと。

### 2 事前の対応計画

- (1) 鳥や豚の伝染病は、発生する可能性のある場所が特定できることから、該当する各農場単位での対応マニュアルの作成及び対応訓練を実施すること。
- (2) 対策本部地方支部の業務について、各地域の交通機関の状況等を踏まえ、支援体制をあらかじめ構築すること。

### 3 外部機関からの応援の受入等

- (1) JAなど外部機関からの応援の受入について、現地作業が半分以上進捗してから開始されたことから、速やかな応援の受入体制を構築すること。
- (2) 本県の県職員の脆弱な人員体制の下、県職員のみで現地におけるとさつ等の業務を処理することは極めて過酷であり、かつ、通常業務を大きく圧迫することから、他の都道府県の事例を踏まえ、外部委託等による対応の体制を構築すること。

### 4 防疫措置への対応等

- (1) 豚熱発生時の全頭殺処分は、職員の負担が大きいことから、部分的殺処分による防疫措置の実施の可能性についても、豚熱のまん延リスクに係る科学的検討に加え、防疫措置の実施方法や農場及び関係事業者並びに市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。
- (2) 人材が不足している獣医師の確保・育成を図るため支援策を充実すること
- (3) 家畜防疫の専門性や技術力の向上を図るため。家畜伝染病の最新の学理等を学ぶ研修の機会を拡充すること。